

目 次

第1編	総 論	1
第1章	目的、町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1	町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2	町国民保護計画の構成	2
3	町国民保護計画の見直し、変更手続	2
4	久御山町地域防災計画等との関係	2
第2章	国民保護措置に関する基本方針	3
第3章	町の事務又は業務の大綱等	5
第4章	町の地理的、社会的特徴	7
第5章	町国民保護計画が対象とする事態	9
1	武力攻撃事態等	9
2	緊急処理事態	9
3	武力攻撃事態の類型の特徴等	10
4	町において留意する事項	13
第2編	平素からの備えや予防	14
第1章	組織・体制の整備等	14
1	町の各部局における平素の業務	14
2	職員の参集基準等	14
3	消防機関の体制	16
4	国民の権利利益の救済に係る手続等	17
第2章	関係機関との連携体制の整備	18
1	基本的考え方	18
2	府との連携	18
3	近隣市町との連携	18
4	自衛隊との連携	19
5	指定公共機関等との連携	19
6	ボランティア団体等に対する支援	19
7	町内の様々な機関、団体との協力関係の構築	20
第3章	情報の収集・伝達・提供等の体制整備	21
1	通信の確保	21
2	情報収集・提供等の体制整備	21
3	警報の伝達に必要な準備	23
4	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	24
5	被災情報の収集及び報告	25

第4章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する体制の整備	26
1	避難に関する基本的事項	26
2	避難実施要領パターンの作成	27
3	救援に関する基本的事項	27
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	27
5	避難施設の指定への協力	28
6	生活関連等施設の把握等	28
第5章	物資及び資材の備蓄、整備	30
1	町における備蓄	30
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	30
第6章	国民保護に関する研修及び訓練、啓発	32
1	研修	32
2	訓練	32
3	国民保護措置に関する啓発	33
4	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	34
第7章	要配慮者等への支援体制の整備	35
1	要配慮者対策	35
2	外国人対策	36
第3編	武力攻撃事態等への対処	37
第1章	実施体制の確立	37
第1	事態認定前における初動体制	37
1	町警戒本部体制の整備	37
2	町緊急事態連絡室の設置	38
3	町緊急事態連絡室の初動措置	38
4	国民保護対策本部に移行する場合の調整	39
5	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	39
第2	事態認定後の体制	40
1	町対策本部の設置	40
2	町対策本部の設置場所	40
3	町対策本部の組織	41
4	現地調整所の設置	43
5	町対策本部長の権限	44
6	町対策本部の運営に係る留意事項	44
第2章	関係機関相互の連携	46
1	国・府の対策本部との連携	46
2	知事、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請等	46
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	47
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	47
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	48

6	町の行う応援等	48
7	ボランティア団体等に対する支援等	48
8	住民への協力要請	49
第3章	警報及び避難の指示等	50
第1	警報の伝達等	50
1	警報の内容の伝達等	50
2	警報の内容の伝達方法	51
3	緊急通報の伝達及び通知	52
第2	避難住民の誘導等	52
1	避難の指示の通知及び伝達	52
2	知事から示される避難の指示の内容	52
3	避難実施要領の策定	53
4	避難住民の誘導	56
5	武力攻撃事態に応じた対応	61
第4章	救援	64
1	救援の実施	64
2	関係機関との連携	65
3	救援の内容	65
第5章	安否情報の収集・提供	66
1	安否情報の収集	66
2	府に対する報告	67
3	安否情報の照会に対する回答	67
4	日本赤十字社に対する協力	68
5	安否情報伝達手段の活用	68
第6章	武力攻撃災害への対処	69
第1	武力攻撃災害への対処	69
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	69
2	武力攻撃災害の兆候の通報	69
第2	応急措置等	70
1	事前措置	70
2	退避の指示	70
3	警戒区域の設定	72
4	応急公用負担等	73
5	消防に関する措置等	73
第3	生活関連等施設における災害への対処等	75
1	生活関連等施設の安全確保	75
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	76
第4	NBC攻撃による災害への対処等	76
第7章	被災情報の収集及び報告	80
第8章	保健衛生の確保その他の措置	81

1	保健衛生の確保	8 1
2	廃棄物の処理	8 2
3	生活環境の保全	8 2
第9章	文化財の保護	8 3
1	文化財の保護	8 3
2	文化財の応急対策	8 4
3	文化財の復旧	8 4
第10章	国民生活の安定に関する措置	8 5
1	生活関連物資等の価格安定	8 5
2	避難住民等の生活安定等	8 5
3	生活基盤等の確保	8 5
第11章	特殊標章等の交付及び管理	8 6
第4編	復旧等	8 9
第1章	応急の復旧	8 9
1	基本的考え方	8 9
2	公共的施設の応急の復旧	8 9
第2章	武力攻撃災害の復旧	9 0
1	国における所要の法制の整備等	9 0
2	町が管理する施設及び設備の復旧	9 0
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	9 1
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	9 1
2	損失補償及び損害補償	9 1
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	9 1
4	他の地方公共団体からの応援に対する費用の支弁	9 1
5	消防庁長官等からの指示を受けた他の市町村から、消防の応援又は 支援を受けた場合の費用の支弁	9 2
第5編	緊急処理事態への対処	9 3
1	緊急処理事態	9 3
2	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	9 3

久御山町国民保護計画に係る用語集